

退職金削減で団体交渉実施

4月11日、退職金に関する団体交渉が行われました。先の3月8日、機構は退職金を削減したいと述べたものの具体的な提案は示しませんでした。今回の交渉では、具体的な数値を提案してきました。

「国家公務員の改正退職手当制度に準じた退職金の改正を実施せざるを得ないとする」として、以下の提案を示しました。

機構当局の提案：*****

1. 退職金の改定

退職金は、次に掲げる調整率を乗じた額とする。

期間	調整率
施行日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日～	87/100

2. 実施時期

所定の手続きを経て速やかに実施する。

3. その他

常勤職員及び常用用員の退職金の支給についても、職員に準じて改正する。

昨年7月から、労組の反対を押し切って、平均マイナス7.8%もの給与削減特例措置を一方実施してまだ終わってもいない段階で、その上に大幅な退職金削減を実施しようとしています。実施に段階はありますが、最終的には平均400万円以上の削減になりそうです。

到底納得できません !!!!!

給与の大幅削減特例措置も直ちにやめろ!!!

団体交渉の主なやり取り

横溝労務担当理事：まず組合員の皆さんの日頃の業務に対する取り組みにお礼申しあげたい。退職金削減については、国からの要請により実施せざるを得ない。機構のガバナンスが問われている。役員については、1月1日から国家公務員と同じに実施しているところ。皆さんにもご理解いただきたい。

《 給与課から、左の提案が示される 》

労組(岩井委員長)：退職金をどのようなものと考えているのか聞きたい。退職金は、退職時に支払われるものではあるが、入所してから、年々の働きで積み上げていくもの。勤続年数で、支給の月数を積み上げていくものではないか。

機構：給与の規定に基づいて支払うものと考えている。

労組：支給基準の基本は、私の知る限り長年、ほとんど変わっていない。これまでの仕事、勤続の結果として、得られるものと、考え、期待することは合理的であろう。理事は、既に退職金をもらっているでしょう。そう考えたのではないですか？

横溝理事：あまり考えなかった。

労組：給与構造の見直しの時には退職金への反映補償があった。今回、今すぐ辞めた場合に比べて、後になって辞めた場合に損にならないような現給補償措置などを考えているのか？

機構：補償は考えていない。

労組：そんな理不尽なことがあっていいのですか？国と同じだからやってもいいと考えているのか。

機構：いいとは思っていないが、一般の社会が乱暴になっている。守っていきたいが、機構そのもののガバナンスが問われる。

機構：提案した調整率、国家公務員は104からの削減だが、100からの提案にしている。

労組：それにしても乱暴な提案だ。国が乱暴だからと言って、そこを抵抗するのが経営者ではないか。世間では景気がいい時に上がったりしていた時、われわれ係数を変えてこなかった。下げるときだけ下げるのか。納得できない。

機構：国からの要請があり、国の予算でやっている。

労組：人事院がやったという調査、まともなものと思えない。昔は、1000人以上の事業所を対象に調査したが、今は50人まで下がっているのではないか、そんな調査と比較されてもたまらない。

今回初めて「調整率」が入った。これだと、調整率の変更で、退職金がコロコロ変わってしまう。そんなことではいけないのでは。3年先の退職金もわからなくなり、不安になる。

機構：本当は問題。しかし支給された予算だけでやりくりしなければならない。

労組：そんなことでは、独立行政法人通則法がいう「労使間の自律性」はどこへ行くのか。

機構：本日は、一次的な提案。今後、誠実に交渉していきたい。

**** 以下略 ****